

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎永瀬ダム操作規則の一部を改正する規則	1
訓令	
◎鎌井谷ダム操作規程の一部を改正する訓令	1
告示	
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	2
○保安林の指定予定の通知 (10件) (治山林道課)	2
○保安林の解除 ( " )	4
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	4
○道路の供用開始 (2件) ( " )	4
公告	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (農地・担い手対策課)	5

高知県公営企業局管理規程	
◎杉田ダム操作規程の一部を改正する規程	5
◎吉野ダム操作規程の一部を改正する規程	5
高知海区漁業調整委員会指示	
○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示	5

## 規 則

永瀬ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月29日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第6号 永瀬ダム操作規則の一部を改正する規則**  
永瀬ダム操作規則（昭和41年高知県規則第87号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「操作について」を「操作に関し」に改める。  
第29条中「に掲げる」を「に定める」に改める。  
第31条及び第32条中「閉そくしておくものとする」を「閉塞しておくものとする」に改める。  
第34条中「に掲げる」を「に定める」に改める。  
第35条第1項第2号中「、ゲート等の操作による放流量並びに」を「並びにゲート等の操作による放流量及び」に改める。  
別表第1の1中「連絡機関」を「関係機関」に改め、同表の1の表中「高知県香美警察署」を「高知県南国警察署」に改め、同

表の2中「連絡方法」を「通知方法」に改め、同表の2の表中「高知県香美警察署」を「高知県南国警察署」に改める。  
別表第2中「堆砂」を「堆砂」に改める。

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 訓 令

**高知県訓令第1号**  
土 木 部  
中央東土木事務所  
鎌井谷ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日  
高知県知事 尾崎 正直

**鎌井谷ダム操作規程の一部を改正する訓令**  
鎌井谷ダム操作規程（平成16年5月高知県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条」を削る。  
第2条中「に規定する流入量は、ダム貯水池を」の「流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）は、貯水池に、「次式」を「次の算式」に改め、同条の表を削り、同条に次のように加える。  
算式  
$$Q = (V + q) / t$$
  
算式の符号  
Q 流入量（立方メートル／秒）  
V 単位時間に増減した貯留量（立方メートル）  
q 単位時間内の積算全放流量（立方メートル）  
t 単位時間（秒）

第3条第1項中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項中「、配置」を「及び配置」に改める。  
第4条第1項中「という。）を」という。）及び当該関係機関との連絡の方法」に、「に掲げる機関」を「に定めるとおり」に改め、同条第2項中「規定により連絡する」を「連絡の」に改める。

第5条の見出し中「解除」を「解除等」に改め、同条第1項中「第2条の」を削り、同条第2項中「所長は、」を「所長は、規則第14条の規定により」に、「解除したときは、」を「解除したときは、別表第1に定める方法により、その旨を」に改める。

第6条第2号中「その他」を「前号に掲げる場合のほか、」に改める。

第7条の見出し中「原則」を「方法」に改め、同条中「次のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改め、同条の表中「

放流を増加しようとする時に行っているダムからの放流量（単位 立方メートル／秒）	放流量の増加割合（単位 立方メートル／秒）
---	-----------------------

を「

放流を増加しようとする時に行っているダムからの放流量（立方メートル／秒）	放流量の増加割合（立方メートル／秒）
--------------------------------------	--------------------

」

に改める。  
第8条の見出し中「行わなければならない」を「しなければならない」に改め、同条中「周知させる」を「周知させるため必要な」に改め、同条第1号中「貯水位」を「貯水池の水位」に改め、同条第2号中「第15条の規定に基づく」を「第15条第1項の規定に基づき」に改める。

第9条の見出し中「に対する周知」を「に周知させるための必要な措置」に改め、同条中「前条に規定する一般に対する周知」を「規則第19条の規定による一般に周知させるための必要な措置」に、「区間で」を「区間において」に改める。

第10条第1項中「関係機関に対する」を「規則第19条の規定による関係機関への」に、「第8条各号に定める」を「第8条各号の」に、「放流する」を「別表第1に定める方法により、放流を行う」に、「放流により」を「放流を行うことにより」に、「行うものとする」を「するものとする」に改め、同条第2項中「一般に対する周知」を「規則第19条の規定による一般に周知させるための必要な措置」に改める。

第11条第1項中「第8条各号に定める」を「第8条各号の」に改め、同条第2項中「次のとおり」を「1分間吹鳴させ、その後10秒間休止をし、更に1分間吹鳴させる合計2分10秒間の一式を3回繰り返す方法」に改め、同項の表を削り、同条第3項中「第1項に規定する」を「前2項の規定による」に改める。

第12条第1項中「ダム本体上流側」を「ダム本体の上流側」に改め、同条第2項中「ゲートは、」を「ゲートは、ダム本体の」に、「といい、」を「と、ダム本体の」に改める。

第13条中「取水ゲートは」を「前条第1項の取水ゲート（以下この条において「取水ゲート」という。）は」に、「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「全開又は全閉し」を「全開し、又は全閉しておき」に、「置いてはならない」を「おいてはならない」に改め、同条第2号中「原則として、」を「原則として、前条第1項の」に、「他は」を「他の取水ゲートは」に改め、同条第3号中「切替時には」を「切替時には」に、「ゲートを」を「取水ゲートを」に改める。

第14条中「利水放流管主ゲートは、次の各号に」を「第12条第

2項の利水放流管主ゲートは、次に」に改め、同条第1号中「に該当する場合において、ダムから」を「の規定に基づき」に改め、同条第2号中「その他」を「前号に掲げる場合のほか、」に改める。

第15条第1項中「利水放流管予備ゲートは、次の各号に」を「第12条第2項の利水放流管予備ゲート（以下この条において「利水放流管予備ゲート」という。）は、次に」に改め、同項第1号中「行う」を「行うため」に改め、同項第2号中「その他」を「前号に掲げる場合のほか、」に改め、同条第2項中「全閉する」を「、全閉しておくものする」に改める。

第16条第1項中「に規定する」を「の規定による」に、「により、」を「により、同条の規定による」に改め、同条第2項中「臨時の」を「、臨時の」に改める。

第17条中「に規定する」を「の規定による」に、「前条第1項の」を「別表第2に定める」に改める。

第18条の見出しを「（記録事項）」に改め、同条第2号中「の操作の理由」を「（規則第11条第2号に規定するゲート等をいう。以下同じ。）の操作の理由」に、「、ゲート等の操作による放流量並びに」を「並びにゲート等の操作による放流量及び」に改め、同条第3号を次のように改める。

（3）放流に関する関係機関への通知及び一般に周知させるための必要な措置に係る事項

第18条第5号を次のように改める。

（5）前各号に掲げるもののほか、特に記録しておく必要があると認められる事項

第19条の見出しを「（報告）」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「及び」を「又は」に改め、同条第3号中「付属設備」を「ダムの附属設備」に、「及び」を「又は」に改め、同条第4号中「に規定する」を「の規定により」に改め、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げる場合のほか、」に改める。

第20条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条中「ダム管理月報」を「、ダム管理月報」に改める。

第21条中「必要に応じて」を「、必要に応じて、」に改める。

第22条第1項中「実施するために」を「実施するため」に改め、同条第2項中「変更された場合は、」を「一部改正された場合は、その内容を速やかに」に改める。

別表第1中「（第4条関係）」を「（第4条、第5条、第10条関係）」に、

連絡機関名	連絡方法
-------	------

を

関係機関の名称	連絡又は通知の方法
---------	-----------

」に、「高知県香南警察署」を「高知県南国警察署」に改める。

別表第2中「（第16条関係）」を「（第16条、第17条関係）」に、「計測又は観測場所」を「計測又は観測の場所」に、「計測又は観測基準」を「計測又は観測の基準」に、「利水放流管ゲート」を「利水放流管のゲート」に、「流入量は」を「流入量は、」に、「放流量は」を「放流量は、」に、「求める」を「算出する」に、「、放流量とも」を「及び放流量とも、」に、「自記水温濁度計により」を「自記水温濁度計による」に改める。

別表第3中「、観測計器」を「及び観測計器」に、「手摺照明設備」を「手すり照明設備」に、「ダム本体周辺及び貯水池周辺」を「ダム本体の周辺及び貯水池の周辺」に、「速やかに処理記録等」を「、速やかに処理、記録等」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第183号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

患者

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処分
3頭	高知市	平成28年3月14日	殺処分

高知県告示第184号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
宿毛市山奈町山田字西山5879、字チチウ谷3436の2、5632のニ、5632の15、5632の18、字神ノ馬バ4529、山奈町芳奈字一本松山3868、字大川1901の1、1902、1903の1、1903の2、1904の1から1904の3まで、1905から1909まで、字白ヶ谷山1929、3911の1、3911の2、3913から3915まで、3916の1、3916の2、3917の3
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第185号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
宿毛市橋上町坂本字松原山171の2、174の2、477の1、478の1から478の3まで、478の5、478の9、479の1、字榎川山531
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第186号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
四万十市西土佐津賀字トリゴエ693の1
- 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
**高知県告示第187号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成28年3月29日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
 長岡郡大豊町立川下名字シタ1572の1、1573の1、1573の3、1573の5から1573の7まで、1574の1、1574の2、字アワアレ1625、字コヤマタ1641の1、1641の3、1641の4、字ヲノ1666の3、1666の4、字ミヤノヲ1686の3、1686の4、1686の6から1686の8まで、1686の12、1686の14、1687、字ウハヤナギノサコ1695の2、字ヤスハノヲ1702の2、1702の3、字エンマノ1705の3、1705の15、字エノキノウエ421、1746の5、1747の7、1747の9、立川上名字イツミヤブノカミ704の1、704の2、1721の2、字マツバイ1608の2、1608の21、字サカリノヤマ1609の4、1609の7、1609の12、1609の15、字カイケノヤマ1752の17、字ヨシガタキ1758の24、字ハエノウシロ1970

2 指定の目的  
 水源の涵養

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

る。)  
**高知県告示第188号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成28年3月29日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
 長岡郡大豊町立川上名字フキダニ224の1、224の3、224の4、1626の6、1626の7、1626の36、字イツミヤブノシモ707、710、711、1722、1723の1から1723の4まで、字キタムキ769、771から773まで、775の2、781の3、1734、1735、字キタムキノシモ801、802の1、字インガマ1625の14から1625の17まで、1625の29、1625の31、字カシヤマグチ1681の30、字イワゴロ1740

2 指定の目的  
 水源の涵養

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
**高知県告示第189号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成28年3月29日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
 土佐郡土佐町瀬戸字ヒロゼ1148

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字ヒロゼ1148（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
**高知県告示第190号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成28年3月29日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
 高岡郡越知町野老山字エズ8603、8605

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字エズ8605（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
**高知県告示第191号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成28年3月29日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
 高岡郡越知町横島中字蔭475の1

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字蔭475の1（次の図に示す部分に限る。）
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第192号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町野々川字内チ平115の11、115の14から115の16まで、字下モゴヲロ130の4、130の5、130の8、130の9
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第193号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町昭和字宮上ミ乙248の1、乙251の1、字カラ

谷乙249

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字宮上ミ乙248の1・乙251の1・字カラ谷乙249（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第194号**

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922の32から乙4922の35まで
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第195号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鍵公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

吾川郡いの町長澤字 フタマタ60番1から 吾川郡いの町長澤字 フタマタ180番11ま で	前	7.9 }	51
	後	6.5 }	51
		12.0 }	
		7.9	

**高知県告示第196号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町打井 川字幸次郎1511番11 から 高岡郡四万十町打井 川字幸次郎1511番2 まで	前	29.4 }	63
	後	21.7 }	63
		41.7	
		34.1	

**高知県告示第197号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市窪津字日ノ出ヤ		

シキ482番15から 土佐清水市窪津字日ノ出ヤ シキ447番2地先まで	96	平成28年3月29日
---	----	------------

高知県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町長澤字フタマ タ67番9から 吾川郡いの町長澤字フタマ タ180番11まで	217	平成28年3月29日

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成28年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市陣山400番地  
横堀 忠広
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市廿枝字板取120番1、字西川崎138番1、字西ノ内190番及び191番、字宇津471番、474番及び480番、字宮ケ内1327番1、字新田1381番、1386番、1387番、1388番、1389番、1390番、1391番及び1393番、字東川原1396番及び1397番並びに字大辻1529番2、陣山字北荻野405番及び406番並びに三島字門田701番、702番、703番イ、703番2、704番、707番1、711番1、712番1、713番、714番イ、714番ロ、715番、716番及び717番1並びに字

- 川添844番
  - (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市陣山400番地  
横堀 忠広
  - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市西山字一ノ坪丸219番、221番、222番、225番、226番、228番、229番及び236番並びに字辻ノ丸246番1及び247番1並びに三島字坂ノ上486番1、487番、488番、499番及び500番
  - (3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市西山771番地1  
公文 英次
  - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市西山字大塚丸957番ロ及び957番ハ、字塚地丸958番、959番、960番、961番、962番及び977番1、字小川丸1027番、1028番2、1031番2及び1034番並びに字徳岡丸1166番、1171番、1174番及び1175番
  - (4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市包末258番地  
安松 幸夫
  - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市包末字西花崎135番、字東花崎152番1及び153番1並びに字ナガレタ232番及び236番
  - (5)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
南国市上野田665番地  
西岡 祐三
  - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
南国市上野田字コクソ476番1及び479番1
- 2 認可年月日  
平成28年3月29日

公営企業局管理規程

杉田ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成28年3月29日

高知県公営企業局長 門田 純一

高知県公営企業局管理規程第1号

杉田ダム操作規程の一部を改正する規程

杉田ダム操作規程（昭和46年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

(1)	高知県知事	高知県中央東土木事務所	加入電話
	南国市長	南国市総務課	〃

	香南市長	香南市防災対策課	〃
	香美市長	香美市まちづくり推進課	〃
	高知県香美警察署長	高知県香美警察署地域課	〃
	高知県南国警察署長	高知県南国警察署地域課	〃
	高知県香南警察署長	高知県香南警察署地域課	〃

を

「

(1)	高知県知事	高知県中央東土木事務所	加入電話
	南国市長	南国市危機管理課	〃
	香南市長	香南市防災対策課	〃
	香美市長	香美市防災対策課	〃
	高知県南国警察署長	高知県南国警察署地域課	〃

に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

吉野ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成28年3月29日

高知県公営企業局長 門田 純一

高知県公営企業局管理規程第2号

吉野ダム操作規程の一部を改正する規程

吉野ダム操作規程（昭和46年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「香美市まちづくり推進課」を「香美市防災対策課」に、「高知県香美警察署長」を「高知県南国警察署長」に、「高知県香美警察署地域課」を「高知県南国警察署地域課」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第75号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成28年3月17日に

次のとおり指示した。

平成28年3月29日

高知海区漁業調整委員会会長 志磨村 公夫

(採捕の制限)

- 1 浦ノ内湾において、次に掲げる区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他関与を受けて採捕する場合を含む。）を除く。

(1) A区域（天皇洲の区域）

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒

点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒

点ウ 北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒

点エ 北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒

点オ 北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒

(2) B区域（宇佐大橋の南西側の区域）

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒

点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒

点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒

点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒

点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒

(指示の有効期間)

- 2 この指示の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。